

札幌市セーフティネット住宅等 入居支援事業補助金

セーフティネット住宅等※1への入居を支援するため、
家賃債務保証料等の費用の一部を補助します。

初期費用が抑えられてうれしいわ！



Aコース
最大
6万円

B・Cコース
最大
3万円

補助が受けられます！
詳細は裏面をご覧ください

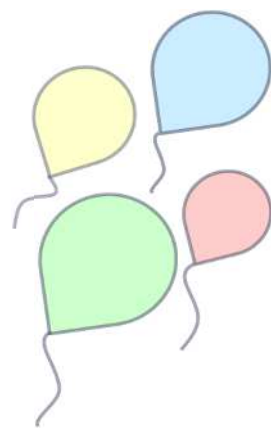
「家賃債務保証料等」の補助の内容は・・・？

① 家賃債務保証料※2

② 孤独死・残置物に係る保険料

③ 緊急連絡先引受費用

④ 死後事務委任契約に係る費用



※1「セーフティネット住宅等」とは

- ① 高齢者や所得の低い方等、住まい探しでお困りの方の入居を受け入れる住宅
- ② セーフティネット住宅、居住サポート住宅のほかに、登録に至ってはいないが、セーフティネット住宅の登録要件を満たす住宅

※2「家賃債務保証」とは

入居希望者が賃貸住宅の契約を締結する場合に、保証会社が借主の保証人に近い役割を果たす制度

お問合せ先

札幌市都市局市街地整備部住宅課

電話番号:011-211-2807

補助の内容と要件

コース	A	B	C
入居者の要件	住宅確保要配慮者のうち、住宅困窮度が高い方で所得が基準以下であること※ ³		
住宅の要件	「セーフティネット住宅」 「居住サポート住宅」 ・市内に存する住宅であること。 ・管理開始から10年以内のものであること。	「登録に至っていないが、セーフティネット住宅相当の要件を満たす住宅※ ⁴ 」 ・市内に存する住宅であること。	
対象経費	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料、緊急連絡先引受費用、死後事務委任契約に係る費用 ・家賃債務保証料等の額が適正な水準であること ・入居後最初に支払う保証料（初回1回限り）		
補助額	最大6万円	最大3万円	
補助対象者（申請者）	家賃債務保証会社 保険業者 居住支援法人	入居者※ ⁵	入居者※ ⁵ 家賃債務保証会社 保険業者 居住支援法人
主な要件	・入居者負担額は、家賃債務保証料等から補助金を控除した額にすること。 ・入居者に保証人を求めないこと。		
必要書類	・補助金交付申請書 ・賃貸借契約書の写し ・家賃債務保証等契約書の写し ・口座振込申出書又は通帳等の写し ・正規の保証料、入居者負担額、減免額がわかる書類 ・住民票の写し ・入居者の前年の収入証明書 ・誓約書		
		・住戸の間取り及び床面積を確認できる図書 ・住戸に設置された設備の配置を確認できる図書 ・昭和56年6月1日以降に着工した建築物であることが証明できる書類又は耐震診断の結果倒壊の恐れがないことが確認できる書類	

※3 月額所得が次のいずれかを満たす方

- ① 所得15万8千円以下の世帯
- ② 所得21万4千円以下の
子育て世帯・新婚世帯（5年以内）
- ③ 所得25万9千円以下の多子世帯
（18歳未満の子どもが3人以上）

※4 セーフティネット住宅相当の要件を満たす住宅

- ① 建築物が昭和56年6月1日以降に建築されていること又は耐震診断の結果倒壊の恐れがないことが確認されていること。
- ② 各戸の床面積が25㎡以上（既存は18㎡以上）あること。
- ③ 住戸ごとに風呂、便所、台所を備えていること。
- ④ 消防法や建築基準法（（①）を除く）の規定に違反しないもの

※5 生活保護法による扶助または生活困窮者住居確保給付金のいずれかを受給している方は、対象外。

補助金交付までの流れ

① 料金を減免した
家賃債務保証等契約

② 入居者賃貸借契約

③ 交付申請
補助金交付

お問い合わせ・申請先

札幌市都市局市街地整備部住宅課

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所7階

TEL: 011-211-2807

Eメール: jutakukikaku@city.sapporo.jp



さっぽろ市
02-M01-26-913
R8-2-672